

Title	投稿規定概略；前号の訂正
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	1989
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.2 (1989. 9) ,p.261- 262
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000002-0261

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿規定概略

- 一 投稿資格 原則として大学院法学研究科修士課程以上の在學生、研究生、修士の学位を有するもの及び後期博士課程単位取得退學者とする。ただし、大学卒業の者であっても、研究機関、マスコミ、言論機関、その他企業や団体の研究部門において研究に従事している者に対しては、門戸を開放する。
- 二 原稿内容 法学、政治学、社会学に関する学術論文。
- 三 原稿枚数 四〇〇字詰原稿用紙四〇〜八〇枚。二〇〇字詰原稿用紙でもよい。ワープロを使用する場合は、一行三〇〇字の二頁二〇行で、行間をゆったりととり、縦組みのプリントアウトにする。
- 四 執筆要領 論文審査及び論文を印刷する関係で詳細な執筆要領（投稿規定に付属）があるので、それに従って執筆すること。
- 五 論文審査 提出された論文は編集委員会において審査の上、掲載を決定する。この間、編集委員会より原稿の手直しを求めることがある。
- 六 論文掲載費 論文掲載費として二万円を徴収する。掲載費は審査合格の通知を受けたとき、納入するものとする。ただし、平成元年四月以降に慶應義塾大学大学院法学研究科修士課

程または後期博士課程に入学し、論文刊行費を納入している者については徴収しない。

七 刊行期日 年四回の刊行を予定（別表参照）。

八 申込方法 応募用紙（投稿規定に付属）に必要事項を記入の上、別表記載の期日までに、後掲受け窓口へ持参または郵送すること。

九 論文提出方法 論文二部に投稿規定に記載された書類を付して、別表記載の期日までに、後掲受け窓口を持参または郵送すること。なお、提出された論文は審査の可否にかかわらず一切返却しないので、持参・郵送を問わず、必ず控えをとっておくこと。

十 申込受付期日・論文提出期日 左記の表の各期日を締切日とし、期日が休日の場合はその翌日を締切日とする。郵送の場合は期日必着、遅延は一切認めない。

	申込期日	提出期日	刊行期日
春季号	八月一五日	十一月一五日	三月一五日
夏季号	十一月一五日	二月一五日	六月一五日
秋季号	二月一五日	五月一五日	九月一五日
冬季号	五月一五日	八月一五日	十二月一五日

* 秋季号の申込期日、夏季号の提出期日である二月一五日は、入試日程との関係で、期日を若干早めることがあるので、編集後記・揭示等々を注意されたい。

十一 投稿規定の請求・論文提出受付窓口

直接の場合 慶應義塾大学三田教務部一・二番窓口

郵送の場合 〒一〇八 東京都港区三田二一五一四五

慶應義塾大学法学部法学部係

なお、郵送で投稿規定を請求する場合は、封書で表面左下に「論究投稿規定請求」と記入し、返信用封筒（長形三号を使用。宛先記入の上、切手七二円を貼付）を同封すること。

十二 問合せ先（封書に限る）

〒一〇八 東京都港区三田二一五一四五

慶應義塾大学法学部研究室内

坂原 正夫

表面左下に「論究問合せ」と記入し、返信用封筒（宛先記入の上、切手六二円を貼付）を同封すること。

〔前号の訂正〕

前号に若干の誤りがあった。お詫びして左記のように訂正する。

① 一七九頁下段から四行目 民訴Ⅱ民法に訂正。

② 一八九頁上段後から三行目および奥付の問合せ先の「法学部 坂原正夫」の法学部を削除して単に「坂原正夫」とする。

なお「投稿規定概略」の記述の表現を若干変えた。実質的内容の変更はない。前号でも述べたように、今後内容において変更があるかもしれないので、投稿に当たっては最新の「論究」の投稿規定の概略を参照して頂きたい。

〔編集後記〕

一 本号に掲載された論文は編集委員会で依頼した論文が二編、投稿論文が六編である。本号のために投稿された論文は六編であったが、そのうち今回は五編掲載することにし、前号に掲載できなかった一編を加えて六編とした。

二 原稿が提出されてから刊行されるまで、時間が掛かり過ぎるとの印象を持たれる方がおられるかもしれない。論文審査の結果において「条件付きで掲載を可とする」というものがある。この場合は一定期間内に修正をして再度提出することが求められる。再度提出された論文は再審査される。結局これらのために二カ月を必要としている。印刷作業も特殊な文字や図表等が多いのでかなりの時間が必要である。刊行期日を守るために執筆者校正は一回とし、校正の段階で一切加除訂正はしないということになっている。

なお従来経過によれば、論文の提出された月の翌月の第一週目か第二週目に、投稿者全員に集まって頂き、そこで委員長が個別に第一回目の審査結果を通知している。

三 研究費等の申請あるいは就職に際して業績を記載する場合に、本誌に掲載が決まっているが刊行されていない論文については、求めがあれば掲載証明書を委員長名で発行する。

（文責 坂原）